一宮市まち・ひと・しごと創生推進会議設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)の施行に伴い、一宮市のまち・ひと・しごと創生に係る人口ビジョン及び総合戦略を策定し、効果的な事業推進を図るに当たり、専門的見地から幅広い意見を聴取するため、一宮市まち・ひと・しごと創生推進会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

- **第2条** 会議において、委員は、次の各号に掲げる事項について意見を述べるものとする。
 - (1) 人口ビジョン及び総合戦略の策定に関すること。
 - (2) 総合戦略の施策に関すること。
 - (3) 総合戦略の評価及び検証に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、人口ビジョン及び総合戦略に関し必要と認めること。

(組織)

- 第3条 会議は、20人以内の委員をもって構成する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる団体等に所属する者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 産業関係団体
 - (2) 行政機関
 - (3) 教育機関
 - (4) 金融機関
 - (5) 労働関係団体
 - (6) 報道機関
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの (任期)
- 第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成32年3月31日までとする。
- 2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

- 第5条 会議に座長を置く。
- 2 座長は、委員の互選によりこれを選任する。
- 3 座長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

- 第6条 会議は、座長が招集し、その議長となる。
- 2 会議は、原則公開とする。ただし、一宮市情報公開条例(平成12年一宮市条例第 33 号)第7条第1項各号に掲げる非公開情報が含まれる等、会議の運営に支障が

あると認められるときは、座長は会議に諮り、全部又は一部を非公開とすることができる。

- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことはできない。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、第3条第2項に規定する委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

- 第7条 会議の庶務は、企画部地方創生室において処理する。 (雑則)
- **第8条** この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成27年6月2日から施行する。
- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、委員委嘱後、初めて開催する会議は、市長が招集する。

一宮市まち・ひと・しごと創生推進会議委員名簿

	団体(機関)名	所属•役職名	氏 名
1	愛知西農業協同組合	常務理事	松本 高明
2	一宮商工会議所	専務理事	中神 優
3	一宮青年会議所	理事長	土川 功介
4	一宮市本町商店街	会 長	安藤 元二
5	一宮公共職業安定所	求人企画部門統括職業指導官	山崎 栄二
6	あいち産業科学技術総合センター 尾張繊維技術センター	センター長	加藤 和美
7	一宮市	副市長	福井 斉
8	修文大学	准教授	佐々木 政司
9	日本政策金融公庫一宮支店	支店長	牧山 匡朗
10	いちい信用金庫	常務理事	川口 敏男
11	愛知総合産業労働組合連合会	事務局長	稲垣 敏志
12	アイ・シー・シー	メディア推進部 部長	塚本 久美
13	一宮市議会	議長	浅井 俊彦
14	一宮市議会	企画総務委員会 委員長	竹山 聡
15	町会長連区代表者連絡協議会	副会長	伊藤 俊彦
16	一宮市社会福祉協議会	事務局長	武藤 正美
17	主任児童委員部会	部会長	亀垣 千里
18	一宮市市民活動支援センター	ジェネラルマネージャー	星野 博
19	県男女共同参画 人材育成セミナー修了生		富山 弘美
20	若者		田淵 裕子